

(2) 届出の対象となる行為

本町通り景観形成地区における、届出の対象となる行為は以下のとおりです。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が 10 m^2 を超えるもの 外観の変更に係る部分の面積が 15 m^2 を超えるもの <p style="text-align: center;">$A > 10\text{ m}^2$ $A + B > 10\text{ m}^2$ $A > 15\text{ m}^2$</p>
工作物の新設、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> 煙突、高架水槽その他これらに類するもの、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む）を除く。） 街路灯、照明灯その他これらに類するもの、製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するものの新築等で、当該行為に係る部分の高さが 3 m を超えるもの又は建築面積が 5 m^2 を超えるもの 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの新築等で、当該行為に係る部分の高さが 1.5 m を超えるもの又は長さが 5 m を超えるもの 記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するものの新築等で、当該行為に係る部分の高さが 3 m を超えるもの又は表示面積が 3 m^2 を超えるもの 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む）の新築等で、当該行為に係る部分の高さが 8 m を超えるもの

<工作物の例>

届出の対象となる工作物は以下のとおりです。

- (1) 煙突、高架水槽その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの（(6)に掲げるものを除く。）
- (3) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (4) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- (5) 記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系。（その支持物を含む。）
- (7) 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの



行為の種類	届出の対象となる行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	
木竹の植栽又は伐採	・届出の対象となる建築等又は建設等に伴うもの
屋外における資材、土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵	・高さが3mを超えるもの又は面積が100m ² を超えるもの ・農林業を営むために行うものを除く。 ・集積又は貯蔵の期間が30日を超えて継続するもの
屋外広告物の表示又は掲出	・すべて ただし、表示又は掲出の期間が30日を超えないものを除く。(屋外広告物の表示又は掲出に限る。)

<適用除外>

ただし、次の行為は除きます。

行為の種類	適用除外の対象となる行為
通常の管理行為、 軽易な行為 その他の行為	(1) 工事を施工するために必要な仮設の建築物又は工作物 (2) 屋外広告物の表示又は掲出で、次に掲げるもの ア 当該行為の期間が30日を超えて継続しないもの イ 営利を目的としないもの (3) 農林業を営むために行う土地の形質の変更 (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの ア 農林業を営むために行うもの イ 行為の期間が30日を超えて継続しないもの (5) 国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体が行う行為 (6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (7) 災害のために必要な応急処置として行う行為 (8) 景観形成基準に定めていない行為 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が景観の形成に影響を及ぼすことがないと認める行為

